総合的な防衛体制の強化に資する取組について（公共インフラ整備）

【最終更新日：令和7年8月29日】

公共インフラ整備の取組の基本的な考え方

考え方

【運用】

安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、**平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設ける。**これらを、**「特定利用空港・港湾」**とする。

【整備】

「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図る。また、**平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等に資するよう、「特定利用空港・港湾」と自衛隊の駐屯地等とのアクセスの向上に向け、道路ネットワークの整備**を図る。

【整備の概要】

○　空港の滑走路延長・エプロン（駐機場）整備や港湾の岸壁・航路の整備、道路ネットワークの整備などを行う。

【既存事業の促進】

○　既存の整備計画を活用し、整備の促進や追加工事の実施を行う。

【参考：国家安全保障戦略(2022年12月閣議決定)の記述】

総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う。

空港・港湾における「円滑な利用に関する確認事項」の概要

○　インフラ管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による施設の円滑な利用について、関係法令等を踏まえ、適切に対応する。

○　自衛隊・海上保安庁とインフラ管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行や船舶の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。

○　上記の着実な実施に向けて、関係者間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。

特定利用空港・港湾（令和７年８月２９日時点）

○　以下の**１４空港及び２６港湾について、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、「特定利用空港・港湾」**とした。

特定利用空港・港湾

令和６年４月　１日：５空港・１１港湾
令和６年８月２６日：３空港・　９港湾　追加
令和７年４月　１日：３空港・　５港湾　追加
令和７年８月２９日：３空港・　１港湾　追加

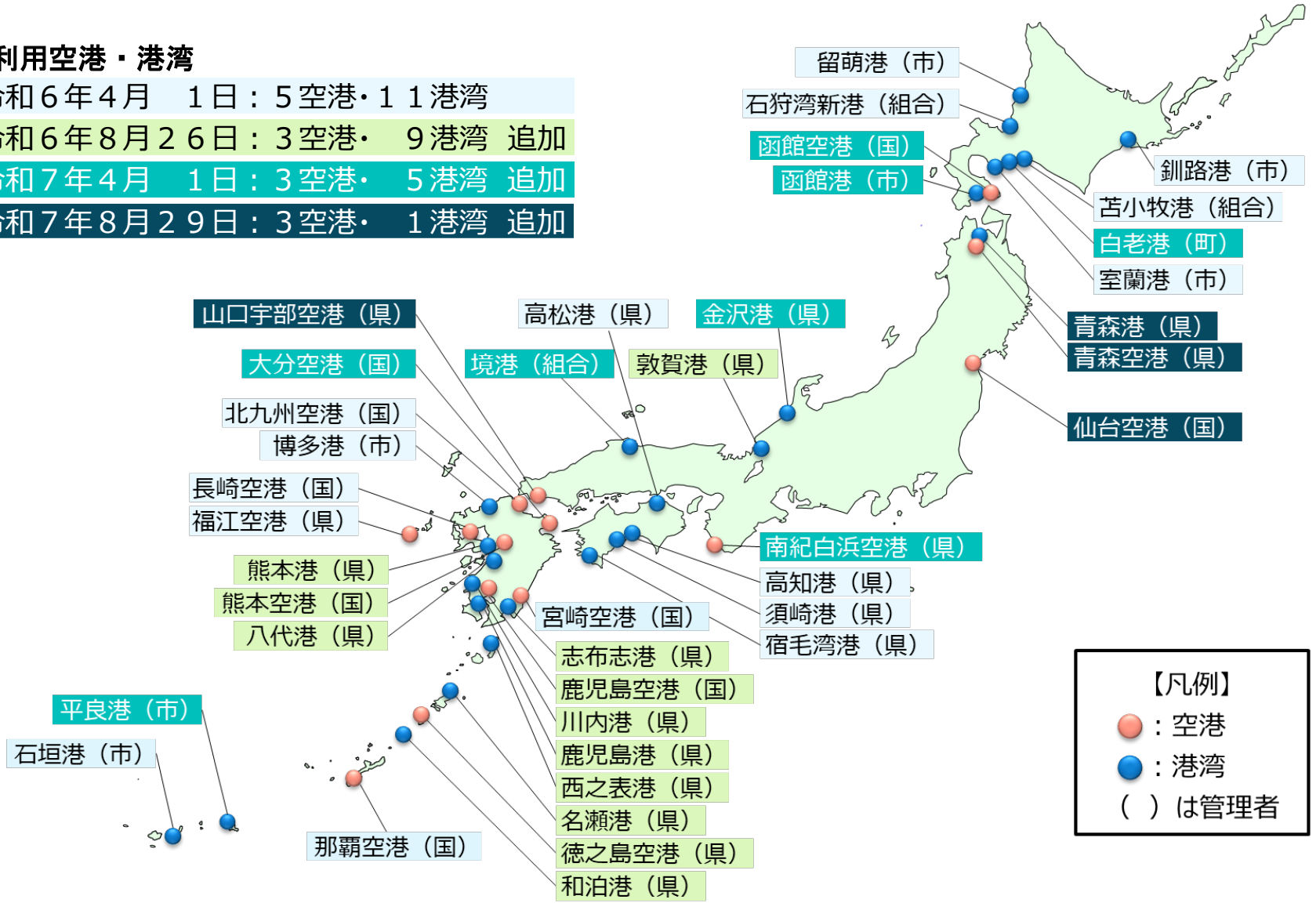

道路ネットワークの整備

○　令和７年度においては、沖縄県と北海道に所在する「特定利用空港・港湾」(注) とのアクセス向上に向けた道路ネットワークの整備に取り組む。

（注）　**沖縄県：**那覇空港
北海道：室蘭港、苫小牧港、釧路港、留萌港、石狩湾新港

令和７年度における道路ネットワークの整備に係る事業名（箇所）

整備事業名（箇所）
那覇北道路【沖縄県】
小禄道路【沖縄県】
豊見城東道路【沖縄県】
北海道縦貫自動車道（士別剣淵～名寄）【北海道】
北海道横断自動車道（足寄～北見）【北海道】
端野高野道路【北海道】
厚賀静内道路【北海道】
静内三石道路（静内～東静内）【北海道】
生田原道路【北海道】
長沼南幌道路【北海道】
遠軽上湧別道路【北海道】

よくあるご質問

Ｑ１　この取組は有事を対象とするものですか？

Ａ１　この取組は、平素における空港・港湾の利用を対象としたもので、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではありません。武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における空港・港湾の利用調整については、平成16年に制定された武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）等に基づき行われます。

　また、その際、どの空港・港湾を利用することになるのかについては、「特定利用空港・港湾」であるか否かにかかわらず、その時々の状況に応じて必要な空港・港湾を利用することとなります。

Ｑ２　「特定利用空港・港湾」となることで、有事において、攻撃目標となるのではないですか？

Ａ２　自衛隊・海上保安庁は、これまでも民間の空港・港湾を利用してきています。今回、更なる利用の円滑化を図ることを目的として、インフラ管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」を設けることとなりますが、そのような枠組みが設けられた後も自衛隊・海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとはいえません。

　むしろ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶が必要な空港・港湾を平素から円滑に利用できるように、政府全体として取り組むことは、我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や実際に対応するための対処力を高め、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、ひいては我が国国民の安全につながるものです。

Ｑ３　自衛隊による訓練において、どのくらいの頻度で「特定利用空港・港湾」を利用することを想定していますか？

Ａ３　基本的にはそれぞれの空港・港湾につき、年数回程度を想定しています。一部の施設については、従来から自衛隊が訓練で頻繁に利用してきており、今後もこれまでと同様に利用させていただくことを想定しておりますが、いずれにせよ、「特定利用空港・港湾」となったことによって、常に自衛隊の部隊が訓練を行っているようなことにはなりません。

Ｑ４　「円滑な利用に関する枠組み」を設けることにより、「特定利用空港・港湾」を、自衛隊や海上保安庁が優先利用することになりますか？

Ａ４　「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁の優先利用のためのものではありません。あくまで港湾法や空港法等の既存の法令に基づき、関係者間で連携し、自衛隊・海上保安庁による柔軟かつ迅速な施設の利用について調整するための枠組みです。

Ｑ５　「特定利用空港・港湾」となることで、米軍も利用することになりますか？

Ａ５　この枠組みは、自衛隊・海上保安庁による利用を対象として、あくまで関係省庁とインフラ管理者との間で設けられるものであり、米軍が本枠組みに参加することはありません。

参考：民生利用のイメージ（空港）

○　地域の玄関口となる空港の受入環境整備により、今後の航空需要の回復・増大に対応。
○　空港の防災・減災対策の推進、滑走路端安全区域整備等により、航空の安全・安心を確保。

空港における受入環境整備

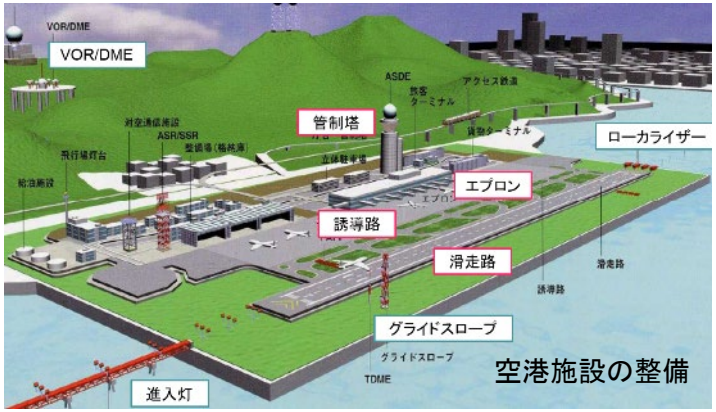

航空機の駐機状況（エプロン）

航空の安全・安心の確保

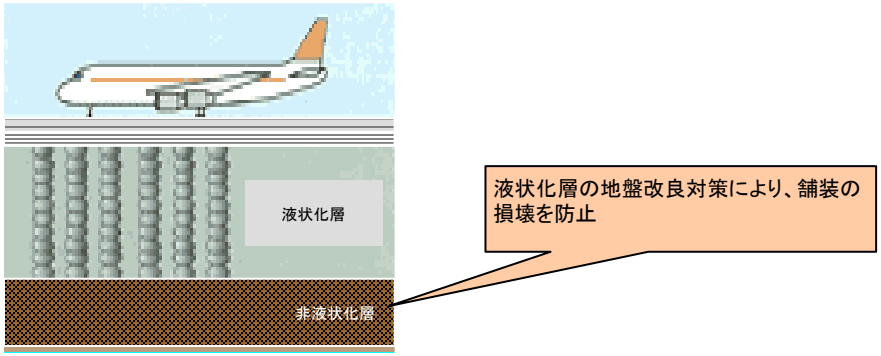

防災・減災（耐震対策等）
・RESAの長さおよび幅(国内基準_平成29年4月改訂)

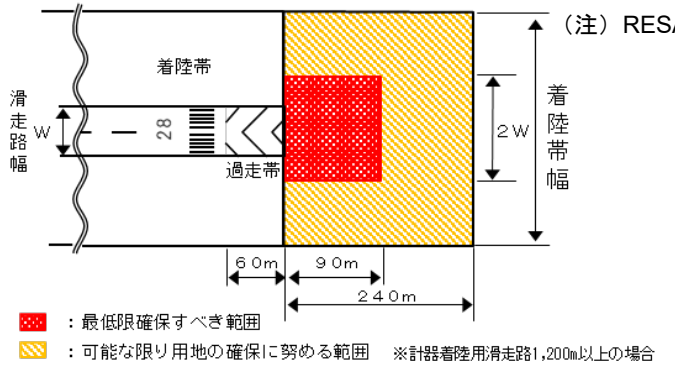

オーバーラン等へ対応する滑走路端安全区域

参考：民生利用のイメージ（港湾）

○　岸壁、航路、防波堤等の港湾施設の整備により、フェリー・ＲＯＲＯ船、バルク貨物船等の大型化や貨物需要の増大への対応、大型クルーズ船等の受入環境の整備、船舶の航行安全の確保、災害時の港湾機能の確保等を図る。

（注）RORO船：トラックやトレーラーが自走で船に乗り込み、貨物を積載したまま運搬できる貨物用の船舶
バルク貨物船：小麦等の粉粒体や液体を個包装せずに輸送するバルク輸送に使用する船舶

船舶大型化等への対応

RORO船の荷役状況

クルーズ船の受入環境整備

大型クルーズ船やラグジュアリークラスのクルーズ船等の接岸に対応

船舶の航行安全の確保

防波堤により荒天時の波浪等から港内静穏度を確保

災害時の港湾機能の確保

○大規模地震発生後の岸壁の状況

非耐震岸壁：
ひび割れ等発生

耐震強化岸壁：
異常なし

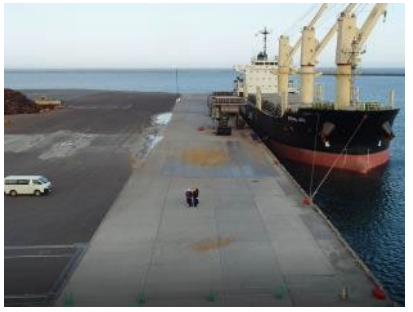

耐震強化岸壁の整備効果

参考：国民保護･災害派遣利用のイメージ

空港

○　空港の整備・利用により、短期間の島外避難を必要とする国民保護時の輸送能力を確保するとともに、災害派遣の救援部隊の派遣をより効率的に実施。

○　波浪等により船舶による避難が困難・遅延する場合においても、航空機による避難経路を確保。

港湾

○　大型船舶を用いることにより、国民保護時の輸送能力が向上する。

○　大型船舶の出入港が可能となることにより、災害時に大型船舶を用いた緊急物資輸送や医療支援等が可能になるとともに、大規模災害からの復興に際し、大量の建設資機材の搬入等が可能となる。

住民避難のイメージ
（国民保護共同訓練より）

被災者等空輸のイメージ
（防衛省災害対処に係る訓練より）

救援物資・車両の搭載
（防衛省災害派遣時の写真）

被災地での給水支援
（海上保安庁災害対応の写真）

参考：自衛隊・海上保安庁利用のイメージ

自衛隊

○　航空機を状況に応じて配置することにより、侵攻部隊に対し、より遠方で対応します。
○　状況に応じて必要な部隊を迅速に機動展開。併せて国民保護を実施します。
○　また、大規模災害発生時には、災害派遣の効率的な実施が可能となります。
○　上記の実効性を確保するため、平素から訓練等で空港・港湾を利用します。

※訓練時写真

利用する艦艇・航空機のイメージ（一例）

輸送艦（おおすみ型）

護衛艦（あたご型）

輸送機（C-2）

PFI船舶（はくおう）

戦闘機（F-２）

空中給油・輸送機（KC-767）

海上保安庁

港湾施設等におけるテロ等の警戒、捜索救難・人命救助、国民保護等への対応及び必要となる補給、訓練等のために空港・港湾を定期的に利用します。

港湾施設等のテロ等警戒　　捜索救難及び人命救助

海峡等における警戒監視　　住民の避難及び救援

船舶への情報提供及び避難支援

※訓練時写真

利用する巡視船艇・航空機のイメージ（一例）

大型巡視船
（ヘリ2機搭載型）

ガルフV

大型巡視船
（ヘリ搭載型）

ファルコン2000

大型巡視船

ボンバル300

参考：特定利用空港・港湾（令和７年８月２９日時点）

区分	年月日	所在地	名称	管理者
空港(14)	令和6年4月1日	沖縄県	那覇空港	国
		宮崎県	宮崎空港	国
		長崎県	長崎空港	国
			福江空港	県
		福岡県	北九州空港	国
	令和6年8月26日	鹿児島県	鹿児島空港	国
			徳之島空港	県
		熊本県	熊本空港	国
	令和7年4月1日	大分県	大分空港	国
		和歌山県	南紀白浜空港	県
		北海道	函館空港	国
	令和7年8月29日	山口県	山口宇部空港	県
		宮城県	仙台空港	国
		青森県	青森空港	県

区分	年月日	所在地	名称	管理者
港湾(26)	令和6年4月1日	沖縄県	石垣港	市
		福岡県	博多港	市
		高知県	高知港	県
			須崎港	県
			宿毛湾港	県
		香川県	高松港	県
		北海道	室蘭港	市
			苫小牧港	組合
			釧路港	市
			留萌港	市
			石狩湾新港	組合
	令和6年8月26日	鹿児島県	鹿児島港	県
			志布志港	県
			川内港	県
			西之表港	県
			名瀬港	県
			和泊港	県
		熊本県	熊本港	県
			八代港	県
		福井県	敦賀港	県
	令和7年4月1日	沖縄県	平良港	市
		鳥取県・島根県	境港	組合
		石川県	金沢港	県
		北海道	函館港	市
			白老港	町
	令和7年8月29日	青森県	青森港	県

○　現在までに、**１４空港及び２６港湾について、「特定利用空港・港湾」**とした。

・令和６年４月　１日　：５空港・１１港湾
・令和６年８月２６日　：３空港・　９港湾　追加
・令和７年４月　１日　：３空港・　５港湾　追加
・令和７年８月２９日　：３空港・　１港湾　追加